

議案第 3 号

多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正  
する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の  
一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法  
(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求  
める。

平成 26 年 1 月 21 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を  
改正する条例

平成26年1月21日

条例第 3 号

多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例（平成25年多可町  
条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

種 別	基本使用料 (1か月につ き)	従量使用料 1 m <sup>3</sup> につき	
一般家庭、地区内の 集会施設、公衆便 所、消防庫、その他 施設	7m <sup>3</sup> 以下  1,500円	7 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> 以下の 分	150円
		50 m <sup>3</sup> を超え200 m <sup>3</sup> 以下 の分	180円
		200 m <sup>3</sup> を超える分	210円
一時使用	1 m <sup>3</sup> につき	420円	

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項  
を加える。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、平成26年4月以降の月分の使用料の算定につ  
いて適用し、同年3月までの月分の使用料の算定については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行		改 正	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種 別	基本使用料 (1か月につ き)	従量使用料 1 m <sup>3</sup> につき	
一般家庭、地区内の 集会施設、公衆便 所、消防庫、その他 施設	1,500円	<u>11m<sup>3</sup>から50m<sup>3</sup>まで</u>	150円
		<u>51m<sup>3</sup>から200m<sup>3</sup>まで</u>	180円
		<u>201m<sup>3</sup>から</u>	210円
一時使用	1 m <sup>3</sup> につき	420円	
種 別	基本使用料 (1か月につ き)	従量使用料 1 m <sup>3</sup> につき	
一般家庭、地区内の 集会施設、公衆便 所、消防庫、その他 施設	7m <sup>3</sup> 以下  1,500円	<u>7m<sup>3</sup>を超え50m<sup>3</sup>以下の</u>	150円
		<u>分</u>	
		<u>50m<sup>3</sup>を超え200m<sup>3</sup>以下</u>	180円
		<u>の分</u>	
		<u>200m<sup>3</sup>を超える分</u>	210円
一時使用	1 m <sup>3</sup> につき	420円	

現 行	改 正
<p data-bbox="174 256 277 288"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="107 336 779 368"><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1229 256 1332 288"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="1173 336 1364 368"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="1137 392 1872 424"><u>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="1173 448 1364 480"><u>(経過措置)</u></p> <p data-bbox="1137 504 2163 647"><u>2 この条例による改正後の別表の規定は、平成26年4月以降の月分の使用料の算定について適用し、同年3月までの月分の使用料の算定については、なお従前の例による。</u></p>